

2012年 7月 11日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳)

2012年 6月

Contents

税務法規

1. 北京市国家税務局による増値税改革に係る非試行対象納税者の申告関連事項に関する通達
2. 労働傷害保険の給付に係る個人所得税の取扱に関する通達
3. 民間投資の健全な発展を促進するための租税政策の実施に関する意見
4. 広告宣伝費の損金算入に関する通達
5. その他の通達

商務法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2012年6月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2012年 6月 1日 第2012017号
- ▶ 2012年 6月 8日 第2012018号
- ▶ 2012年 6月 15日 第2012019号
- ▶ 2012年 6月 21日 第2012020号
- ▶ 2012年 6月 29日 第2012021号

Japan Business Servicesグループで、2012年6月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 北京市国家税務局による増値税改革に係る非試行対象納税者の申告関連事項に関する通達

概要

上海市に続き、北京市も増値税改革の試行を予定している。実施に先立ち、「非試行対象納税者」(物品の販売、加工・修理役務の提供のみに従事する従来からの増値税納税者)が使用している現行の増値税申告表を改訂する。

非試行対象納税者が正確に記入できるように新申告表には記入上の説明も添付されており、非試行対象納税者の関連項目は黄色でハイライトされている。試行開始後は試行・非試行対象納税者はともに新申告表を使用する。試行対象納税者の関連事項については、別途通達を公布する予定。

所見

北京市における増値税改革の試行に関する正式な文書は未だ発表されていないため、新申告表は改革の概要を知る手がかりとなる。重要な点は以下の通り。

- ▶ 対象範囲は交通運輸サービス及び一部の先進的サービスとなっており、上海試行と一致している。
- ▶ 新申告表の「上期未控除税額」には、2012年6月30日時点の未控除税を記入するように指示されている。
- ▶ 適用税率も上海試行と同様で、サービスの類型に応じて17%(有形動産リース)、11%(貨物運輸サービス)、6%が設定されている。小規模納税者には3%の税率が適用される。
- ▶ 貨物運輸業増値税一般納税者が発行する発票も増値税管理システムの対象に含める。
- ▶ 上海試行で新たに制定された増値税計算方法(営業税の差額徴収方式と増値税一般納税者の税額計算方法を組み合わせた方法)が同様に導入される。

2. 労働傷害保険の給付に係る個人所得税の取扱に関する通達(財税[2012]40号)

概要

従業員本人及び親族が取得する労働障害保険の給付金は非課税とする。2011年1月1日から遡及適用。同日以降に納付した個人所得税については還付を申請することができる。

3. 民間投資の健全な発展を促進するための租税政策の実施に関する意見(国税発[2012]53号)

概要

以下の6つの分野に係る税制上の優遇措置を再規定する。

項目	関連法規	優遇規定
公共インフラ		
公共インフラ	財税[2008]116号 財税[2008]46号	条件を満たす公共インフラ建設プロジェクトについては、収入が初めて発生した年度から起算して1～3年目は企業所得税の全額を、4～6年目は半額をそれぞれ免除する。
工事用建屋	財税地字[1986]8号	インフラ建設のための建屋については施工期間中は房産税を免除する。
汚水処理	国税函[2004]1366号	汚水処理は営業税の課税対象に含まれていないため、汚水処理から得る収益には営業税を課税しない。
	企業所得税法 同实施条例	公共の汚水処理事業に従事する場合、収入が初めて発生した年度から起算して1～3年目は企業所得税の全額を、4～6年目は半額をそれぞれ免除する。
	財税[2004]156号	処理後の水質がGB18918－2002基準に合致する場合、当該汚水処理サービスについては増値税を免除する。
再生水		再生水がSL368－2006基準に合致する場合、当該再生水の販売については増値税を免除する。
廃棄物発電・熱利用		発電・熱利用のための燃料の80%以上を廃棄物が占め、かつ発生する排気がGB13223－2003基準またはGB18485－2001基準に合致する場合、当該電力・熱力の販売には増値税の即時徴収・即時還付を適用する。
風力発電		風力を用いて発電した電力の販売には即時徴収・50%即時還付を適用する。
水利施設	国税地字[1989]14号	水利施設及び同管理用地については土地使用税を免除する。
小型水力発電所	財税[2009]9号	増値税一般納税者である県級以下の小型水力発電所には、電力の販売について6%の徴収率で増値税を納付することを認める。

項目	関連法規	優遇規定
公共住宅		
保障性住宅	財税[2008]24号	住宅開発プロジェクトに保障性住宅の建設が含まれる場合、保障性住宅の建築面積が総建築面積に占める割合に応じて都市土地使用税、印紙税を免除する。
社会事業		
医療機関	財税[2000]42号	非営利性医療機関が取得する公定価格に基づく医療サービス収入については各種税金を免除する(2008年1月1日以降、企業所得税は対象外)。
		非営利性医療機関が自ら処方した薬品を自ら使用する場合は増値税を免除する。
		非営利性医療機関が使用する不動産や土地については房産税、都市土地使用税を免除する。
	営業税暫行条例	病院、診療所その他の医療機関の医療サービスについては営業税を免除する。
非営利組織	企業所得税法	条件に合致する非営利組織の収入には企業所得税を課税しない。
教育機関	財税[2004]39号	学位の授与を伴う教育サービスによる収入については営業税を免除する。
		教育機関が技術開発、技術譲渡、技術コンサルティング、技術サービスから得る収入については、営業税を免除する。
		託児所や幼稚園が養育サービスから得る収入については、営業税を免除する。
		企業が設立した各種学校、託児所、幼稚園が使用する不動産、土地については、房産税、都市土地使用税を免除する。
		学校や幼稚園が承認を得て使用する耕地については耕地占用税を免除する。
研究機関	財政部、税関総署、国家税務総局令[2007]45号	規定に合致する研究・教育機関が、国内では生産できない、または国産品の性能が十分ではない用品を、研究・教育目的で合理的な数量範囲内において輸入する場合は、輸入関税、増値税、消費税を免除する。
養老院	営業税暫行条例	養老院の介護サービスについては営業税を免除する。
	耕地占用税暫行条例	養老院が使用する耕地については耕地占用税を免除する。

項目	関連法規	優遇規定
障害者福祉施設	営業税暫行条例	障害者福祉施設の養育サービスについては営業税を免除する。
非営利性養老院	財税[2000]97号	非営利性養老院が使用する不動産については当面は房産税を免除する。
文化施設	営業税暫行条例	美術館、博物館、図書館等の入場料収入については営業税を免除する。
映画産業	財税[2009]31号	映画の著作権や配給権の譲渡収入、農村での配給収入については増値税、営業税を免除する。 書籍、音楽・映像作品等の輸出については増値税を還付する。 国外興行等により国外で取得する収入については営業税を免除する。 新技術や新製品の開発に係る研究開発費については損金算入を認める。 国内では生産できない設備や部品等を重要な作品の制作のために輸入する場合は輸入関税を免除する。
出版業		在庫が一定の期間を超えて滞留する場合は、減損損失の損金算入を認める。
文化産業関連技術		ハイテク企業に対しては企業所得税率を15%に軽減する。
旅行業	営業税暫行条例	旅行業に従事する場合、価格外費用を加えた総収入額から他の団体や個人に支払う旅行者の宿泊費・食費・交通費・入場料、他の旅行会社へ支払う費用を控除した残額が営業税の課税ベースとなる。

項目	関連法規	優遇規定
金融サービス		
金融機関	財税[2009]99号 財税[2011]104号 財税[2010]4号 財税[2011]101号	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 銀発[2001]416号に基づき、農業従事者及び中小企業に対する貸付については、財税[2009]99号が規定する上限まで貸倒損失準備金繰入額の損金算入を認める。 ▶ 2009年1月1日～2013年12月31日の間、農業従事者に対する小額貸付に係る利息収入については営業税を免除し、かつ収入額の90%のみの益金算入を認める。 ▶ 2009年1月1日～2015年12月31日の間、農村信用社、村鎮銀行、農村資金互助社、銀行の全額出資により設立されたローン会社、県以下の地区に所在する農村合作銀行及び農村商業銀行の金融保険収入については、営業税率を3%に軽減する。
保険会社		2009年1月1日～2013年12月31日の間、農業・畜産業従事者に販売した保険に係る保険料収入については、収入額の90%のみの益金算入を認める。
担保機構	工信部聯企業[2010]462号 工信部聯企業[2011]68号	免税リストに記載されている中小企業信用担保機構が基準に合致する担保及び再担保業務から得る収入については、免税の承認を受けた日から起算して3年間は営業税を免除する。
物流		
物流会社	国税発[2005]208号	試行対象の物流会社には、収入額から委託先に支払う運送・保管費用を控除した金額を営業税の課税ベースとすることを認める。
技術革新、産業構造の転換		
研究開発活動	企業所得税法 国税発[2008]116号	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新技術や新製品の開発費用については50%の割増損金算入を認める。 ▶ 技術進歩等により固定資産の償却の加速が必要となった場合、償却期間の短縮または加速償却の実施を認める。
特定資源を主要原材料とする生産活動	企業所得税法実施条例 財税 [2008]117号	資源総合利用目録に記載された資源を主要な原材料として、製造を限定・禁止されていない製品を製造・販売する場合、収入額の90%のみの益金算入を認める。なお主要原材料が全体に占める比率は資源総合利用目録が指定する基準を満たす必要がある。
特定設備の購入	財税 [2008]115号 財税 [2008]118号	省エネルギー・節水設備目録、環境保護設備目録、安全生産設備目録に記載された専用設備を購入する場合、当該専用設備に対する投資額の10%を税額から直接控除することを認める。税額が十分でない場合には5年間の繰越控除が可能。

4. 広告宣伝費の損金算入に関する通達(財税[2012]48号)

概要

広告宣伝費の損金算入について以下を規定する。施行期間は2011年1月1日～2015年12月31日。

- ▶ 化粧品、医薬品、飲料(アルコール類を除く)メーカーは、年間販売収入の30%を上限として広告宣伝費を損金算入することができる。欠損分は翌年以降に繰越可。
- ▶ 契約に基づき広告宣伝費の共同支出を行っている場合、当事者の一方に発生した広告宣伝費は上記の限度額までは当該一方が損金算入することができるが、全額もしくは一部を他方に配分し、当該他方に損金算入させることも認められる。この場合、他方の損金算入可能額の計算には、この一方から配分された広告宣伝費を含めなくてよい。
- ▶ 煙草メーカーには広告宣伝費の損金算入が一切認められない。

所見

2008年1月1日～2010年12月31日を施行期間としていた財税[2009]72号の規定内容を基本的には踏襲しているが、以下の点が変更されている。

- ▶ 広告宣伝費の損金算入が年間販売収入の30%まで認められる対象範囲に化粧品メーカーが追加された。
- ▶ フランチャイズ制を採る飲料メーカーにのみ認められていた措置の対象範囲が、広告宣伝費の共同支出を行う企業全般に拡大された。

5. その他の通達

- ▶ 中国及び香港・マカオの間の租税協定の給与所得の関連問題に関する公告(国家税務総局公告[2012]22号)
- ▶ 企業所得税の課税所得の若干の税務処理問題に関する公告(国家税務総局公告[2012]15号)
- ▶ 徴税管理改革の進展に係る重要問題の調査に関する通達(国税弁函[2012]127号)
- ▶ 公益性寄附金の損金算入資格を有する公益性社会团体リスト(2011年度第2回)の公布に関する通達(財税[2012]26号)
- ▶ 『特別納税調整重要案件共同審議規程(試行)』の公布に関する通達(国税発[2012]16号)
- ▶ 居住者企業のストックオプションに係る企業所得税の処理に関する公告(国家税務総局公告[2012]18号)
- ▶ 保険会社の準備金積立額の損金算入の関連問題に関する通達(財税[2012]45号)
- ▶ 大規模集積回路の製造設備等の重要科学技術特定免税輸入品リストの発表に関する通達(財関税[2012]6号)
- ▶ ソフトウェア制作・集積回路製造企業の認定管理の関連問題に関する公告(国家税務総局公告[2012]19号)
- ▶ 国内販売とみなされる外資企業の輸出業務に係る仕入税額控除の関連問題に関する公告(国家税務総局公告[2012]21号)
- ▶ 薬品販売企業の生物製品の販売に係る増値税の取扱に関する公告(国家税務総局公告[2012]20号)
- ▶ 外資企業の輸出時税還付における増値税専用発票の使用の関連問題に関する公告(国家税務総局[2012]22号)
- ▶ 中古車販売業に係る増値税の取扱に関する公告(国家税務総局[2012]23号)
- ▶ 『2012年度減免税統計調査実施方案』の発表に関する通達(国税発[2012]47号)
- ▶ 消費税の本支店一括納税に関する通達(財税[2012]42号)
- ▶ 中華全国総工会及び中国赤十字会の2011年度公益性寄附金損金算入資格の認定に関する通達(財税[2012]47号)

商務法規

- ▶ 外商投資創業投資企業の登録管理に関する通達(商資函[2012]269号)
- ▶ 民間投資の健全な発展の促進に係る外資管理問題に関する通達(匯発[2012]33号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京			舟本 孝史	監査	
			takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
高浜 学	税務・移転価格		三井 貴子	監査	
manabu.takahama@cn.ey.com		+86-10-5815-2834	mitsui.takako@cn.ey.com		+86-21-2228-4412
小谷 将也	監査		金杉 喜文	監査	
masaya.kotani@cn.ey.com		+86-10-5815-3350	takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
天野 智博	監査		岡本 卓也	監査	
chihiro.amano@cn.ey.com		+86-10-5815-2225	takuya.okamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-6466
平澤 尚子	税務・移転価格		篠崎 洋樹	税務	
naoko.hirasawa@cn.ey.com		+86-10-5815-2115	hiroki.shinozaki@cn.ey.com		+86-21-2228-3029
大連			久保田 順一	M&A	
			junichi.kubota@cn.ey.com		+86-21-2228-4749
佐々木 大	監査		広州		
dai.sasaki@cn.ey.com		+86-411-8252-8999	長内 幸浩	監査	
天津			yukihiro.osanai@cn.ey.com		+86-20-2881-2675
町田 太郎	税務・移転価格		田中 昌志	税務	
taro.machida@cn.ey.com		+86-22-5819-3583	masashi.tanaka@cn.ey.com		+86-20-2881-2871
上海			深圳		
木村 修	監査		小林 秀誉	監査	
yoshimi.kimura@cn.ey.com		+86-21-2228-3003	hidetaka.kobayashi@cn.ey.com		+86-755-2502-8101
坂出 加奈	税務・移転価格				
kana.sakaide@cn.ey.com		+86-21-2228-2289			
高橋 臣一	監査				
shinichi.takahashi@cn.ey.com		+86-21-2228-2740			
江 海峰	金融				
alex.jiang@cn.ey.com		+86-21-2228-2963			
顧 崢	監査				
sharry.gu@cn.ey.com		+86-21-2228-2367			

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
北濱 聡	金融	
satoshi.kitahama@hk.ey.com		+852-2846-9700
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902

東京

新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03002037

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china